

2018 司法書士オープン【総合編⑤】

記述式(商業登記)

採点講評

第1欄 平成30年6月1日申請分

1 新株予約権の一部行使

(1) 資本金の額

変更後の資本金の額が大きすぎる答案が多数ありました。

資本金の額を増加させる事実として新株予約権に帳簿価額があること、反対に資本金の額の増加を抑える事実としては、交付される株式の一部が自己株式であって、自己株式処分差損が生じていること等を踏まえて、増加する資本金の額(=資本金等増加限度額の2分の1)を計算する必要がある事案でした。このような場合のやや複雑な計算方法が理解できていれば、あとは怖いものなしですから、ぜひ、この機会に身につけておいてください。

(2) 新株予約権の数/新株予約権の目的である株式の数/発行済株式の総数

変更後の新株予約権の目的である株式の数は、変更前5000株から500株をマイナスして4500株であったところ、4600株とする答案が散見されました。500株中100株が自己株式だったことから、このように判断されたのかもしれませんが、しかしながら、交付された自己株式の数については、増加する発行済株式の数から差し引く必要はあるものの、行使された新株予約権の目的である株式の数はあくまで500株なので、この数だけ残りの新株予約権の目的である株式の数は減少することになります。(「新株予約権」という名前にもかかわらず、これは、必ずしも「新株」の発行・交付を受けることが約束された権利ではないのです。)

(3) 登録免許税額

増加する資本金の額が350万円でしたが、これに1000分の7を乗じて得た2万4500円をそのまま登録免許税額(の内訳)として使っている答案が目立ちました。3万円に満たないときは3万円となる点、募集株式の発行や準備金の組入れによる資本金の増加の場合と同じであることを押さえておきましょう。もっと一般的に言えば、定率課税のときは、必ずこのような最低額が定められていますので、登録免許税法別表で確かめておくといいです。

(4) 添付書面

行使の際の出資が全て金銭以外の財産である事案でした。この場合であっても、現物出資財産の給付があったことを証する書面の添付が不要である点は、設立の登記や募集株式の発行による変更の登記の場合と同様です。「給付があったことを証する書面」の解答が目立ったので、注意してください。また、「払込みがあったことを証する

書面」の解答も目立ちましたが、この書面は、金銭の出資がないときは、証明すべき事実もないので、当然添付を要しません。

2 新株予約権の行使期間満了

行使期間の末日付けで登記すべき事項を記載している答案が散見されました。その翌日付けとすべきことは、存続期間満了による解散の登記と同様です。

3 役員変更の添付書面

「印鑑証明書 1通」という解答が意外に多くありましたが、印鑑証明書の添付は不要な事案でした。まず代表取締役A1名の就任(重任)の登記が申請される事案であり、再任なので就任承諾書の印鑑証明書は不要でした。次に、選定に係る取締役会議事録の印鑑証明書についても、「変更前の代表取締役」に該当するA自身が登記所に提出している印鑑を押しているもので、不要でした。なお、登記所提出印に係る印影は申請書を提出すべき登記所が持っているものなので、別途、登記所作成の印鑑証明書を添付する意味はありません。

4 監査役会議事録の添付は不要

会計監査人の不再任議案の内容を監査役会が決定した事実が出ていました。そのため、「監査役会議事録 1通」という解答がありましたが、これは不要です。監査役・監査役会において、仮会計監査人を選任した場合(商登法55条1項1号)や非行等のあった会計監査人を解任した場合(商登法54条4項)に、監査役の同意書や監査役会議事録を添付することとは区別してください。

第2欄 平成30年7月2日申請分

1 募集株式の発行

変更後の資本金の額が5億600万円であるところ、これより200万円多い解答が目立ちました。第1欄の新株予約権の行使が自己株式処分差損を生じる事案だったのに対し、こちらでは、自己株式処分差益が200万円生じていました。この差益を、計算上、間違って資本金等増加限度額に算入しないように注意してください。

また、増資がないと判断されたのか、資本金の額を記載していない答案が散見されました。新株発行割合は5分の1でしたが、上記のとおり差損はなく、資本金が増加する事案でした。

2 新株予約権無償割当て

発行された新株予約権を5400個とする答案が目立ちました。発行済株式の総数は5400株でしたが、うち400株は自己株式なので、5000株についてしか割当てがないことに気付く必要がありました。自己株式について割り当てない、というルールは、新株予約権無償割当てのほか、株式無償割当てや株主割当ての方法による募集株式の発行にも共通なので、注意してください。

第3欄 登記することができない事項

登記することができない事項のない事案でした。募集株式の発行について、発行可能株式総数、発行済株式の総数及び新株予約者が交付されるべき株式の数との関係に関する会社法 113 条 4 項違反を指摘する答案が散見されましたが、本問では、新株予約権の行使期間の初日が到来していないため、同条項に触れてはいませんでした。また、募集事項決定の日と出資期日を同日とすることにつき、前日までの割当て通知ができないことを指摘する答案もありましたが、本問は総数引受契約締結の事案であり、当該通知は不要でした（会社法 205 条 1 項、204 条 3 項）。